

やちよ農業交流センター利用の手引き

1. 施設を利用しようとする方は、第1研修室・第2研修室・調理実習室については利用しようとする2か月前から、利用しようとする前日までに使用許可申請を事務室に提出し、許可書の交付を受けた後、使用料金の支払いをお願いいたします。
2. 利用できる時間は、午前9時から午後7時までの開所時間内といたします。
3. 施設の利用前には職員に申し出てください。なお、利用後に施設利用報告書の提出をお願いいたします。
4. 許可を受けないで備品、器具等を使用し移動しないで下さい。又は利用目的以外に使用しないでください。
5. 所定の場所以外には出入りしないでください。
6. 使用料の100/100上乗せの料金を支払う以外は営利目的の使用はしないでください。
7. 許可を受けないで物品等の展示、販売又はこれらに類する行為をしないでください。
8. 公序良俗に反する行為、又は勧誘を伴う利用はできません。
9. 施設内での飲酒、喫煙又は火気を使用しないでください。
10. 許可を受けないで、調理実習室以外の場所で飲食をしないでください。（ただし、ペットボトル等の飲料水は許可いたします。）
11. 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
12. 施設及び付帯施設を損傷し、汚損しないでください。また、利用の際に生じたゴミ等は、全て持ち帰りをお願いいたします。
13. 施設及び付帯設備に損害を与えた場合は、その損害の賠償をお願いいたします。
14. 利用に係る事故等については、利用者の責任と費用を以って解決をお願いいたします。
15. 利用上、職員より指示があった場合は指示通りをお願いいたします。
16. 利用期間が終了するとき、又は利用許可を取り消されたときは速やかに使用前の原状に復旧してください。
17. 上記に定めるものの他、管理上必要な指示に反する行為をしないでください。
18. 上記に定めたものに違反する行為があると認められた時は許可を取り消させていただきます。
19. 公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、利用許可を取り消させていただきます。
20. 利用許可を取り消した結果、損失を生じてても市は補償等をいたしません。
21. 利用時に音が出る場合は、2部屋利用をお願いいたします。